

裁判長印



調 書 (決定)

事件の表示 平成25年(受)第792号

決定日 平成25年10月17日

裁判所 最高裁判所第一小法廷

裁判長	横	田	尤	孝
裁判官	櫻	井	龍	子
裁判官	金	架	誠	志
裁判官	白	木		勇
裁判官	山	浦	普	樹

当事者等	申立人	和泉市
	代表者	宏
	訴訟代理人	健
	相手方	次
	相手方	ほ
	相手方	か
	相手方	
	相手方	
	相手方	

原判決の表示 大阪高等裁判所平成24年(ネ)第1725号(平成25年1月18日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成25年10月17日  
 最高裁判所第一小法廷  
 裁判所書記官 東 田 純 子 (印)

平成貳拾五年拾月拾八日